

学生に対する経済的支援の 現状と課題

1

奨学金や授業料減免等の経済的支援策の政策的位置付けについて

学生等に対する奨学金や授業料減免等の経済的支援策は、

- 日本国憲法第26条において「すべて国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」
- 教育基本法第4条第3項において「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」

とされており、政府が責任をもって積極的かつ確実に取り組むべき重要な教育政策として位置付けられている。これらの理念を踏まえ、国において以下の経済的支援を実施。

- 日本学生支援機構の奨学金事業
教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するため、日本学生支援機構において奨学金事業を実施。
- 国立大学の授業料減免等に対する財政的支援
経済的理由などにより授業料等の納付が困難である者などを対象とした授業料免除を実施することにより、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保するため、授業料免除措置制度を設け、運営費交付金の算定において考慮。
- 私立大学の授業料減免等に対する財政的支援
私立の大学、短期大学及び高等専門学校が、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等に対し国が支援。
- 公立大学の授業料減免等に対する財政的支援
公立大学の授業料減免等は、設置者である地方公共団体や公立大学法人の判断で実施されるものであるが、修学機会の確保の観点から、授業料減免等の実施に伴う収入欠損について、一定分を地方財政措置により支援。

2

奨学金、授業料免除等の経済的支援策に関する法令

▶日本国憲法 第26条（第1項）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

▶教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

▶独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

▶国立大学等の授業料その他の費用に関する省令 第11条

国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学金又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

▶私立学校振興助成法 第1条

この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

日本学生支援機構が実施する奨学金事業の概要

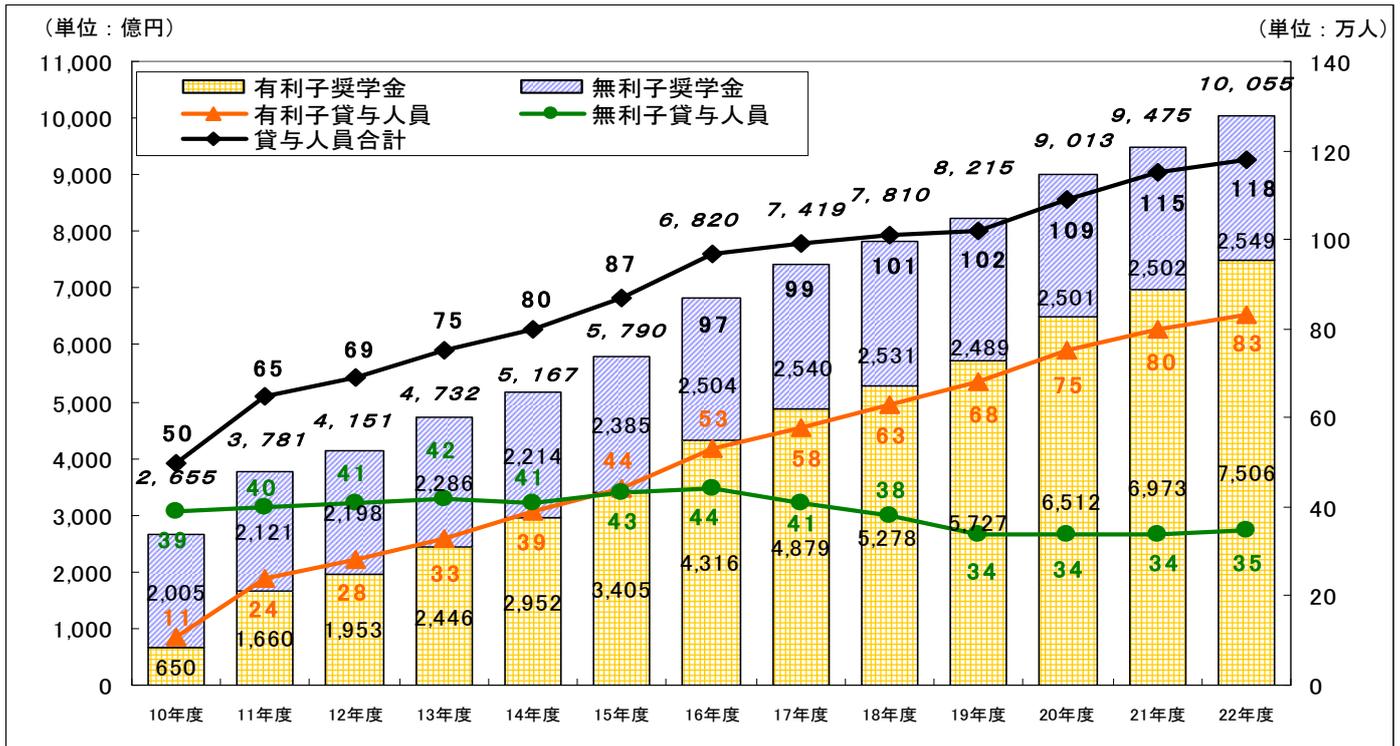
(平成22年度予算額: 貸与人員118万人、事業費1兆55億円)

教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するため、日本学生支援機構において奨学金事業を実施。

(平成22年度予算額)

区 分		無 利 子 奨 学 金 事 業	有 利 子 奨 学 金 事 業
貸 与 人 員		34.9万人 (0.5万人増)	83.5万人 (3.0万人増)
事 業 費		2,549億円 (47億円増)	7,506億円 (532億円増)
うち一般会計 財政融資資金		(政府貸付金) 703億円 (4千万円減)	(財政融資資金) 7,240億円 (2,298億円増)
貸 与 月 額		学生が選択 (私立大学自宅外通学の場合) 3万円、6.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸 与 基 準	学 力	① 高校成績が3.5以上 ② 大学成績が学部内において 上位1/3以内	① 平均以上の成績の学生 ② 特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③ 学修意欲のある学生
	家 計	998万円以下 (966万円以下) 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ※()は、平成23年度採用者から適用	1,344万円以下 (1,218万円以下) 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ※()は、平成23年度採用者から適用
返 還 方 法		卒業後20年以内	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸 与 利 率		無 利 子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成22年7月現在) 利率見直し方式 利率固定方式 (5年毎)0.4% 1.27%

奨学金事業の推移



※文部科学省作成

- (注) 1. 上表には、平成17年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。
 2. 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

大学における授業料減免等の概要

(1) 国立大学の授業料減免等について

経済的理由などにより授業料等の納付が困難である者などを対象とした授業料免除を実施することにより、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保するため、授業料免除措置制度を設け、運営費交付金の算定において考慮。

区分	平成22年度予算	平成23年度概算要求	
免除者の割合	学部・大学院 (博士課程以外)	6.3%	8.4%
	大学院 (博士課程)	6.3%	12.5%
予算上免除者人数(※)	約36,700人	約47,500人	
予算上免除枠	19,603百万円	25,425百万円	

(※)平成21年度の学部・大学院における免除実績は、のべ145千人(実人数:87千人)の者に対し実施。

(2) 私立大学の授業料減免等について

私立の大学、短大及び高等専門学校が、経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等に対し国が支援。

区分	平成22年度予算	平成23年度概算要求
補助対象者の割合	約1.5%	約2.0%
補助対象者人数	約33,000人	約41,000人
予算額	4,000百万円	5,812百万円

- (注) 1. 私立大学の数値は国の補助による数値のみ計上しており、大学独自のものは除く。
 2. 補助対象者の割合及び補助対象者人数は見込み。(平成21年度実績:約27,000人(約1.3%))
 3. 国は事業費の1/2以内を補助。
 4. 平成23年度要求額には、学生の経済的負担の軽減のための支援体制を学内に構築している大学等に対する支援(7億円(新規))を含む。

(3) 公立大学の授業料減免等について(地方財政措置)

地方交付税交付金の算定における学生一人当たりの単位費用(248,000円(前年比21,000円増))において、平成22年度要望内容(授業料減免等による授業料収入の欠損分を支援(収入額の▲9%→▲11%に拡充))が考慮されていると見られる。

大学院生への給与型の経済的支援（TA・RA）について

TAの財源は大学の基盤的経費が9割以上、RAの財源は競争的資金が5割強、基盤的経費が4割弱。

ティーチング・アシスタント(TA)

1. 概要

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実験、実習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

2. 対象者

大学院に在籍する学生

3. 支給額の目安

一人当たり月額0.9万円

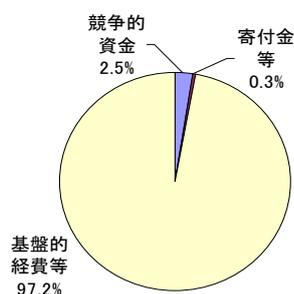
4. 受給者数

7.9万人(平成20年度実績)

※TA採用学生数の割合(平成20年度)

	TA採用学生数	全在学者数	割合
修士課程	63,116	165,422	38.2%
博士課程	15,660	74,231	21.1%
専門職学位課程	258	23,033	1.1%
合計	79,034	262,686	30.1%

※TA採用学生数の財源別割合(金額ベース)



リサーチ・アシスタント(RA)

1. 概要

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、優秀な大学院学生等を研究補助者として参画させ、若手研究者としての研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

2. 対象者

大学院に在籍する学生(主に博士課程)等

3. 支給額の目安

一人当たり月額4万円

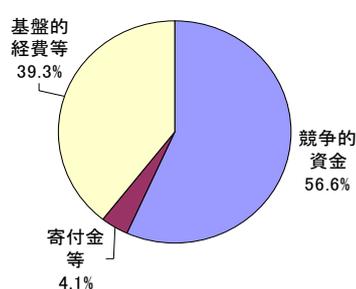
4. 受給者数

1.3万人(平成20年度実績)

※RA採用学生数の割合(平成20年度)

	RA採用学生数	全在学者数	割合
修士課程	1,381	165,422	0.8%
博士課程	12,025	74,231	16.2%
専門職学位課程	4	23,033	0.0%
合計	13,410	262,686	5.1%

※RA採用学生数の財源別割合(金額ベース)



民主党における学生への経済的支援に関する政策方針①

【新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～】(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 成長を支えるプラットフォーム

(6)雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～

(質の高い教育による厚い人材層)

(略)

高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学の機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。

さらに、教育に対する需要を作り出し、これを成長分野としていくため、外国人学生の積極的受入れとともに、民間の教育サービスの健全な発展を図る。

【「民主党マニフェスト2010」より抜粋】

4. 子育て・教育 未来を担う子どもたちへの政策を最優先にします。

チルドレン・ファースト。子育て支援や高等教育も含めた教育政策のさらなる充実で、社会全体で子どもを育てる国をつくりあげます。

●大学生、専門学校生などの希望者全員が受けられる奨学金制度を創設します

また、大学の授業料減免制度を拡充し、教育格差を是正します。

民主党における学生への経済的支援に関する政策方針②

【「民主党マニフェスト2009」より抜粋】

2. 子育て・教育 安心して子育てと教育が出来る政策

- 大学生、専門学校生の希望者全員が受けられる奨学金制度を創設します

マニフェスト政策各論 12. 公立高校を実質無償化し、私立高校生の学費負担を軽減する

【政策目的】○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生・大学生が安心して勉学に打ち込める社会をつくる

【具体策】○大学などの学生に、希望者全員が受けられる奨学金制度を創設する

【「民主党政策集 INDEX2009」より抜粋】

奨学金制度改革(P23)

学生・生徒に対する奨学金制度を大幅に改め、希望する人なら誰でもいつでも利用できるようにし、学費のみならず最低限の生活費も貸与します。親の支援を受けなくても、いったん社会人となった人でも、意欲があれば学ぶことができる仕組みをつくります。具体的には、所得800万円以下の世帯の学生に対し、国公立大学それぞれの授業料に見合う無利子奨学金の交付を可能にします。また、所得400万円以下の世帯の学生については、生活費相当額についても奨学金の対象とします。

今後は、諸外国の例を参考に、給付型の奨学金についても検討を進めます。

9

民主党における学生への経済的支援に関する政策方針③

【第七十四回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説(平成二十二年一月二十九日)より抜粋】

(子どものいのちを守る)

所得制限を設けず、月額一万三千円の子ども手当を創設します。

子育てを社会全体で応援するための大きな第一歩です。また、すべての意志ある若者が教育を受けられるよう、高校の実質無償化を開始します。国際人権規約における高等教育の段階的な無償化条項についても、その留保撤回を具体的な目標とし、教育の格差をなくすための検討を進めます。さらに、「子ども・子育てビジョン」に基づき、新たな目標のもと、待機児童の解消や幼保一体化による保育サービスの充実、放課後児童対策の拡充など、子どもの成長を担うご家族の負担を、社会全体で分かち合う環境づくりに取り組みます。

【第174回国会(常会)における文部科学大臣の所信(平成二十二年一月十八日)より抜粋】

(すべての意志ある人に質の高い教育を)

昨今、経済と雇用の状況が悪化する中で、子どもたちが保護者の失業などにより学業を続けられなくなることが心配されています。また、少子化の要因の一つである経済的負担への不安をぬぐい去り、お金を理由に子どもを持つことをあきらめるような社会を変えていくことが必要です。

そもそも教育は、個人の豊かな生活ばかりでなく、社会全体の発展と活性化を実現するものです。したがって、教育は社会全体で助け合い負担するという考えのもと、いかなる環境にあっても、すべての意志ある人が安心して質の高い教育を受けることができるようにしなければなりません。

このため、公立高校の授業料は不徴収、私立高校等では就学支援金を支給することにより、高等学校を実質無償化することとし、予算案と関連法案を今国会に提出いたしました。今春から確実に実質無償化を開始できるよう、速やかな御審議をお願い申し上げます。

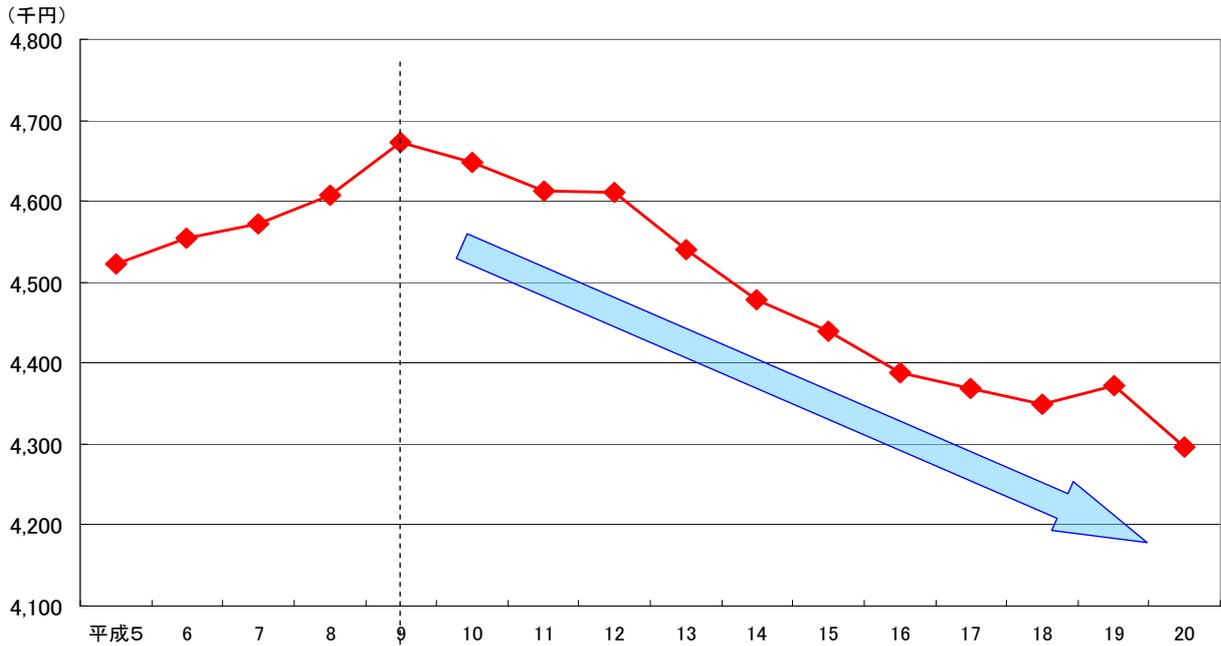
また、各大学が実施する授業料減免の拡大への支援や日本学生支援機構による奨学金事業を拡充することとしています。国際人権規約における漸進的無償化条項の留保撤回も視野に、これらの施策を進めてまいります。

10

給与所得者の平均給与推移

平成9年以降、平均給与は年々減少傾向

平均給与推移



注1) 各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象とした抽出調査

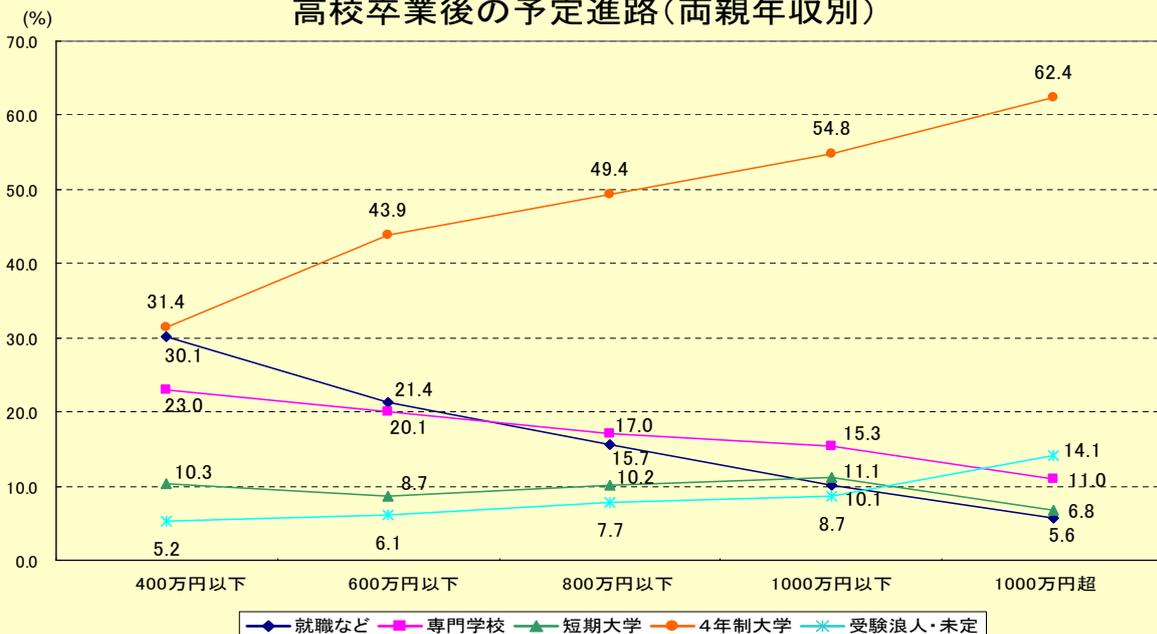
注2) 民間の給与所得者の給与所得について源泉徴収義務者(事業所)の支払額に着目し集計を行ったものであり、複数の事業所から給与の支払を受ける等その個人の所得全体(※)を示したものではない。

※国税庁「民間給与実態統計調査結果」より作成 11

親の収入等と高校卒業後の進路について

両親の年収が少ないほど、4年制大学進学率が低く、逆に就職する割合が高い。

高校卒業後の予定進路(両親年収別)



注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。

注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500~700万円未満」なら600万円)、合計したもの。

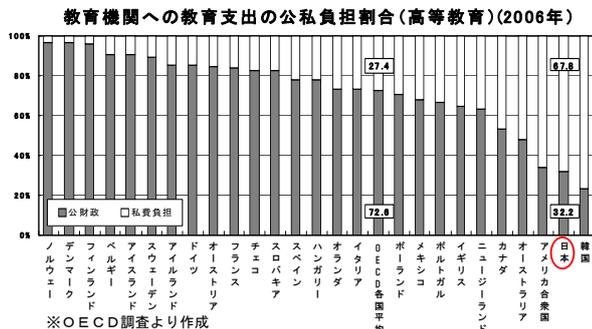
注3) 無回答を除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家業手伝い、家事手伝い、主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

(出典) 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」(2007年9月)

高等教育段階の教育支出の公私負担割合の現状と 学生生活費における収入区分の推移

高等教育段階の教育支出の公私負担割合の現状

我が国の教育支出の公費負担割合は、諸外国に比べ低い。



教育に係る学生一人当たり公財政支出も、日本はOECD平均より低い。

教育に係る一人当たり公財政支出の国際比較 (米ドル)

	就学前教育	初等中等教育	高等教育
日本	2,218	7,305	5,218
アメリカ	—	10,327	10,002
イギリス	6,539	6,709	5,352
フランス	5,198	7,488	10,657
OECD平均	4,234	6,611	8,467

※OECD『図表でみる教育』(2010年)より作成

学生生活費における収入区分の推移

学生生活費における家庭からの給付は減少しており、アルバイトや奨学金の受給が増えている。

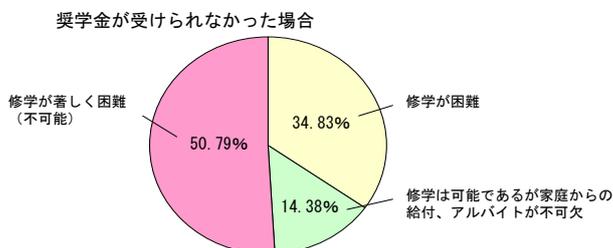
区分	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度
家庭からの給付	1,556 (72.4%)	1,557 (69.6%)	1,449 (65.9%)	1,496 (68.3%)	1,449 (65.9%)
奨学金	184 (8.5%)	226 (10.1%)	309 (14.0%)	300 (13.7%)	337 (15.3%)
アルバイト	376 (17.5%)	359 (16.0%)	345 (15.7%)	336 (15.4%)	358 (16.3%)
その他	35 (1.6%)	97 (4.3%)	98 (4.4%)	58 (2.6%)	54 (2.5%)
合計	2,150	2,239	2,200	2,191	2,199

※1 下段()書きは合計に占める割合

※2 学生1人の生活費収入に着目しており、授業料減免等実質的経済支援等は含まれていない

※日本学生支援機構「学生生活調査」より作成

奨学金が受けられなかった場合、「修学が著しく困難(不可能)」、もしくは「修学が困難」とする学生の割合は85.62%にのぼっている。



※日本学生支援機構 平成21年度「適格認定」アンケートより作成 13

学生の授業料・奨学金に関する国際比較

○大学の設置形態は、それぞれの国の歴史的経緯により異なっており、各国の経済的支援の状況もそれに関連する。

- ・ヨーロッパは、伝統的に国立(州立)大学が中心で、授業料は比較的低廉(公費負担が高く、家計負担が低い)
(イギリスは、授業料を引き上げているが、在学中は政府が全額負担し、卒業後に所得水準に応じて返還。さらに奨学金が措置)
- ・アメリカは、大学数では私立が多いが、学生数では州立が多い。私立大学の授業料は高額だが、連邦政府による奨学金や、各大学の独自奨学金(寄付金による基金を運用)が充実しており、実質的な授業料負担は少ない。
- ・日本は、急速な経済成長に伴う大学の規模拡大に際し、私立に多く依存したため、私立の占める割合が高い。また、奨学金は貸与であり、受給率は、英米と比較して低い(韓国も同様の傾向)

【授業料と奨学金の状況(学部)】

	授業料等	奨学金	受給率
フランス	(国) 1.8万円	(給与) 44万円 (最大)	29%
ドイツ	(州) 11.2万円 (ボン大学の例)	(半額給与・半額貸与) 62万円 (最大)	25%
イギリス	(国) 43.5万円 (在学中は政府が全学負担し、卒業後に所得水準に応じ返還)	(給与) 39万円 (最大) (貸与) 47万円 (自宅最大) 85万円 (自宅外最大)	56% 80% (給与と重複)
アメリカ	(州) 58.3万円 (私) 243.7万円	(給与) 21万円 (平均) (貸与) 27万円 (平均) (ほか)に大学独自の基金による奨学金も充実	33% 62% (給与と重複)
日本	(国) 53.6万円 (入学科28万) (公) 53.6万円 (入学科 地域内23万、地域外40万) (私) 85.2万円 (入学科27万、施設設備費19万)	(貸与) 36~77万円 (無利子) 36~144万円 (有利子)	34% (無利子と有利子の計)
韓国	(国) 5~19万円 (入学科1~3万) (ほか)に期成会費16~53万 (私) 12~94万円 (入学科1~9万)	(給与) 24万円 (平均) (貸与) 左記の納付金の計 +14万円 (最大)	15% (給与) 10% (貸与)

・(国)は国立大学、(州)は州立大学、(私)は私立大学

・為替レートは、2010年8月現在(1ユーロ=112.5円、1ポンド=135.4円、1ドル=85.4円、1ウォン=0.07円)

・授業料、奨学金の金額は、フランスは2007年、ドイツは2009年、イギリスは2008年、アメリカは2006年、日本は2009年、韓国は2007年

大学授業料と奨学金等の支援状況の国際比較

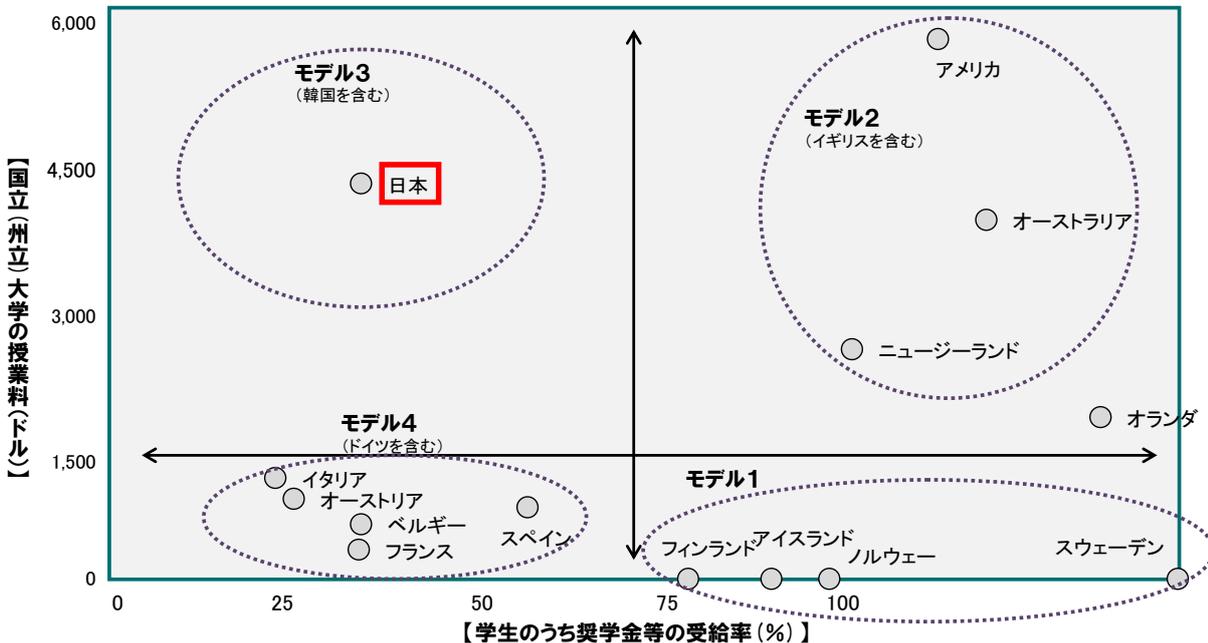
○各国の授業料と奨学金等の支援の関係について、4種類に分類することが可能。

モデル1：授業料が無償又は低く、学生支援がかなり手厚い国（例：北欧）

モデル2：授業料が高く、学生支援がよく整備されている国（例：アメリカ、イギリス、オーストラリア）

モデル3：授業料が高く、学生支援が比較的整備されていない国（例：日本、韓国）

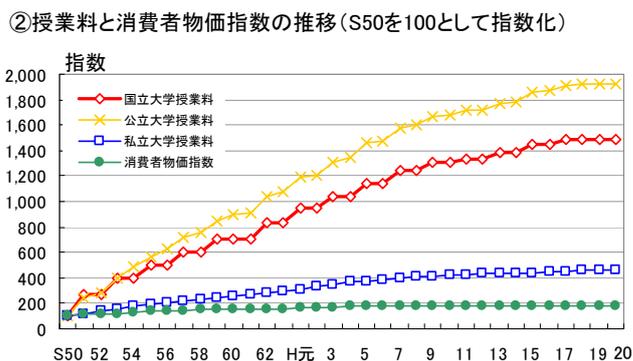
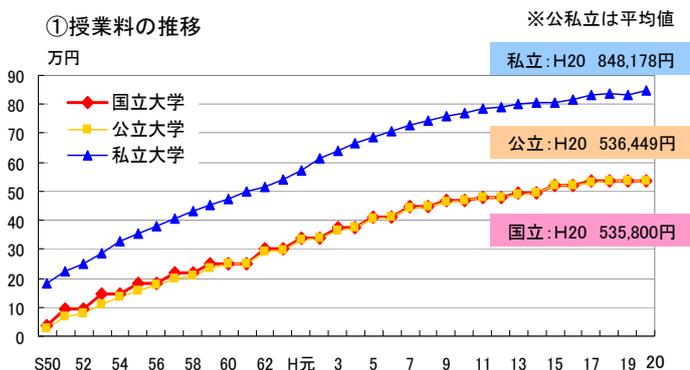
モデル4：授業料が低く、学生支援があまり整備されていない国（例：フランス、イタリア、オーストリア、スペイン）



・OECDインディケーター(2009)の図B5.3をもとに作成
 ・「～を含む」は、出典の図には明記されていないが、そのモデルに含まれると思われるもの
 ・韓国は、期成会費(授業料と別に大学が独自に設定)を含む

大学学部別の授業料と入学料

(1)大学の授業料は物価指数と比べて大きく上昇。特に国公立大学の伸びは著しく、過去30年間で消費者物価指数は約2倍だが、国立大学の授業料は14倍増、公立大学の授業料は19倍増。また、実額ベースでは、国公立大学と私立大学の授業料差は30年で5倍から1.6倍へ。



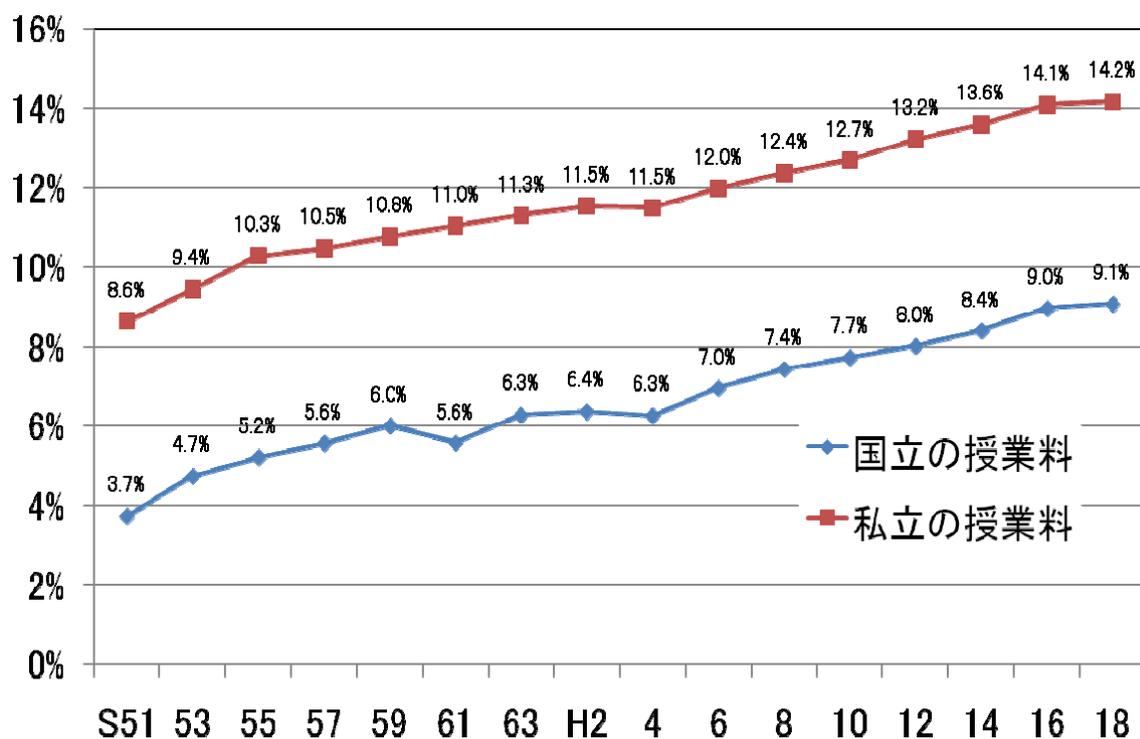
(2) 入学料も上昇。国立と私立の差はほぼ解消。公立大学の伸びが著しい。

入学料	(昭和50年)	→	(昭和61年)	→	(平成20年度)	※公私立は平均値
◆ 国立	50,000円	→	150,000円	→	282,000円	(5.6倍へ)
◆ 公立 地域内	12,068円	→	110,722円	→	235,841円	(19.5倍へ)
地域外	25,068円	→	219,667円	→	399,986円	(16.0倍へ)
◆ 私立	95,584円	→	241,275円	→	273,602円	(2.9倍へ)
私立/国立	1.9倍	→	1.6倍	→	0.97倍	

※なお、米・英・仏・独では、入学料は無。

勤労者（40～49歳）の平均年間給与額に対する授業料の割合

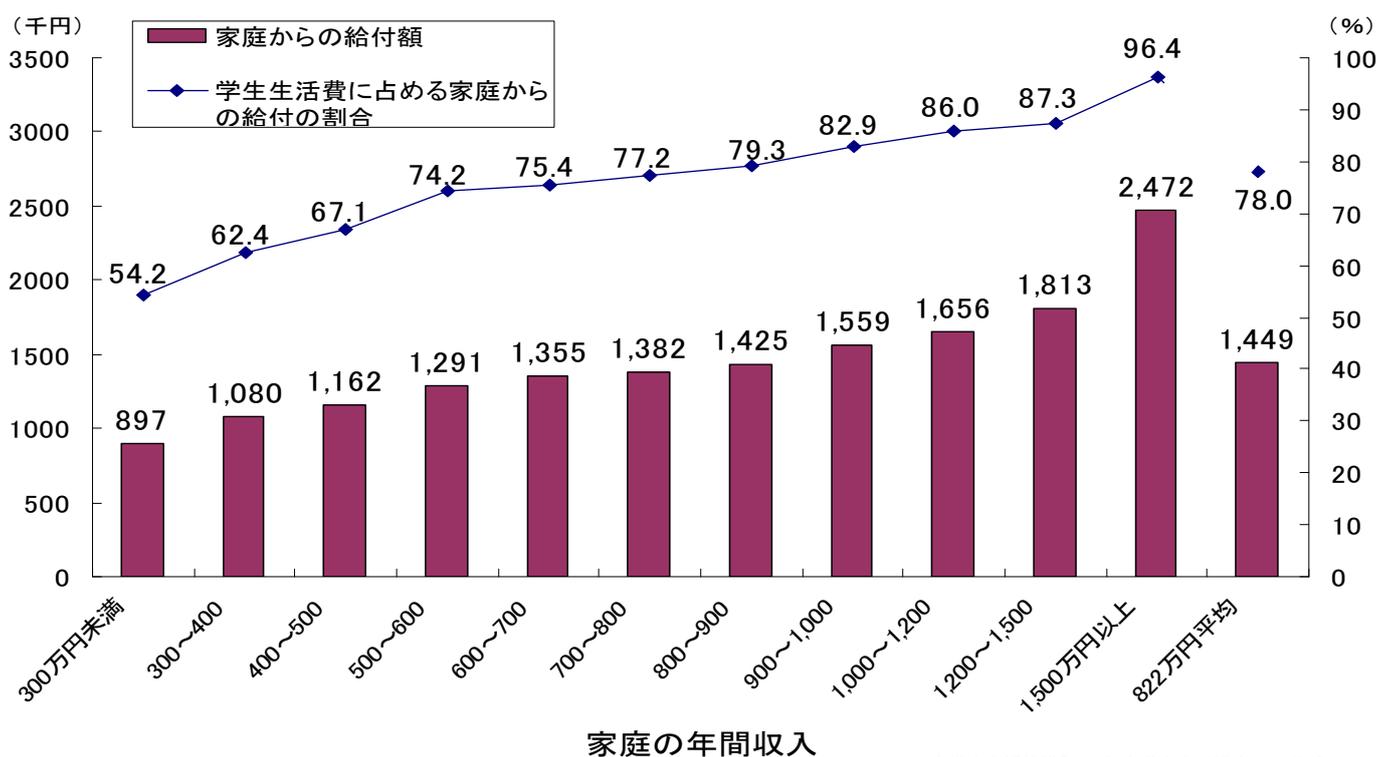
勤労者（40～49歳）の平均年収に対する授業料の割合は国立大学で9.1%、私立大学で14.2%となっており、年々増加している。



※広島大学高等教育研究開発センターの高等教育統計データ集の第119表と第158表を基に作成（平均年間給与額は「賃金構造基本統計調査」の数値） 17

家庭の年間収入別学生生活費に占める家庭からの給付割合（大学昼間部）

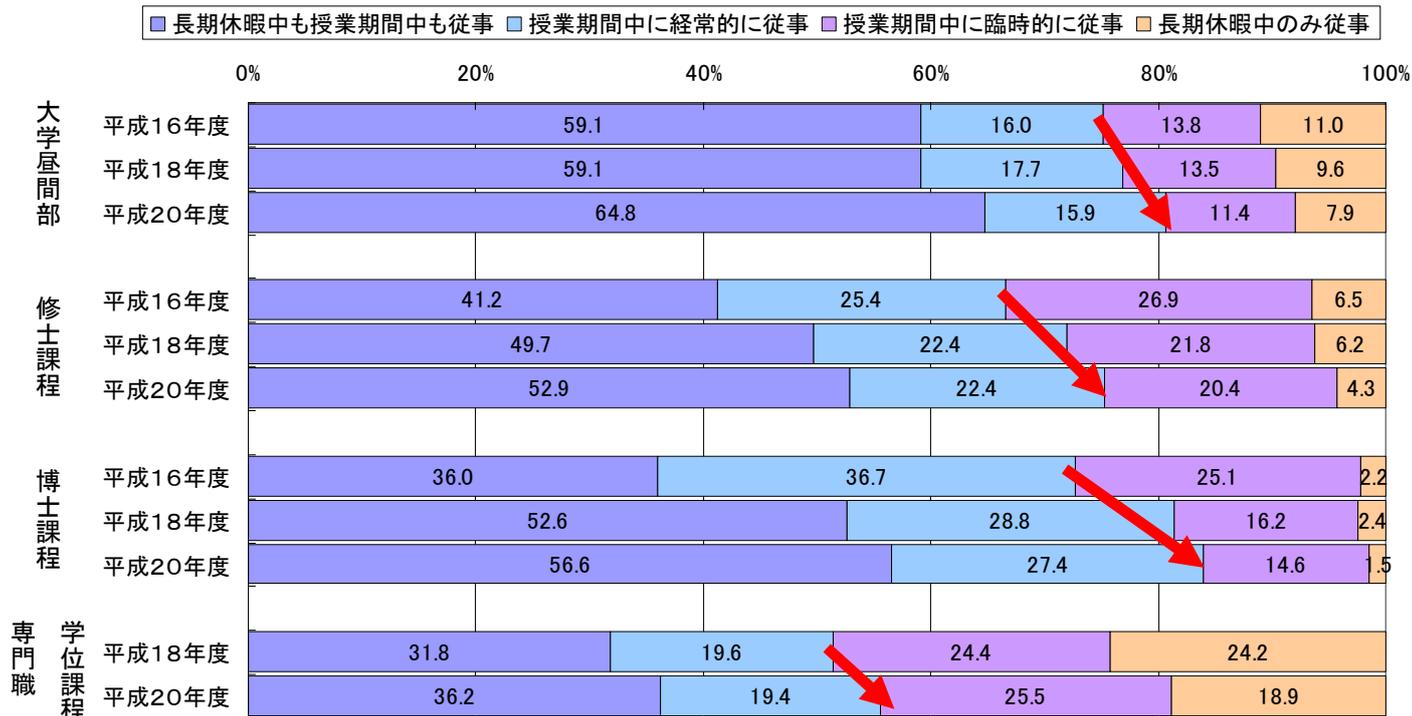
家庭の年間収入が低いほど、家庭からの給付割合は低下



* 日本学生支援機構「H20年度学生生活調査」より作成

学生のアバイト状況

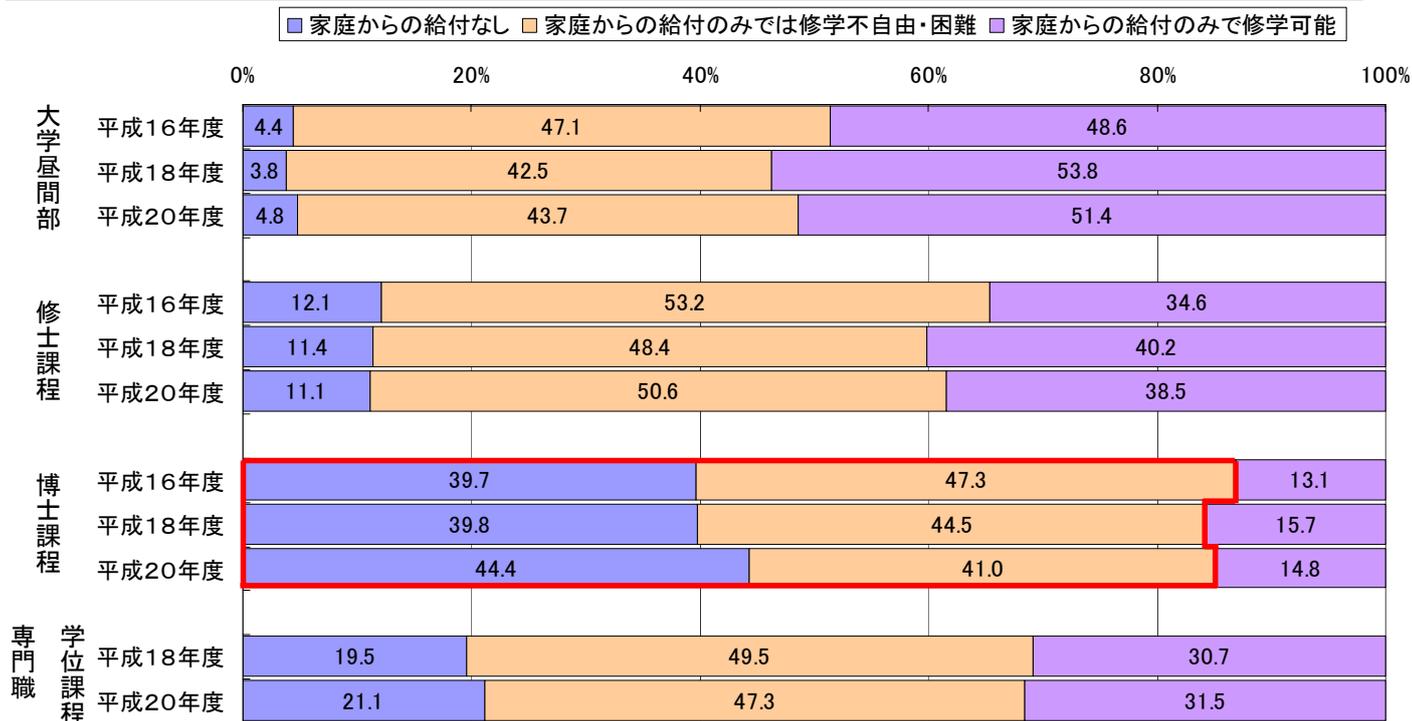
経常的にアルバイトに従事する学生の割合は年々増加しており、博士課程では84%も占める。



* 日本学生支援機構「学生生活調査」より作成

家庭からの給付程度別アルバイトの従事学生の割合

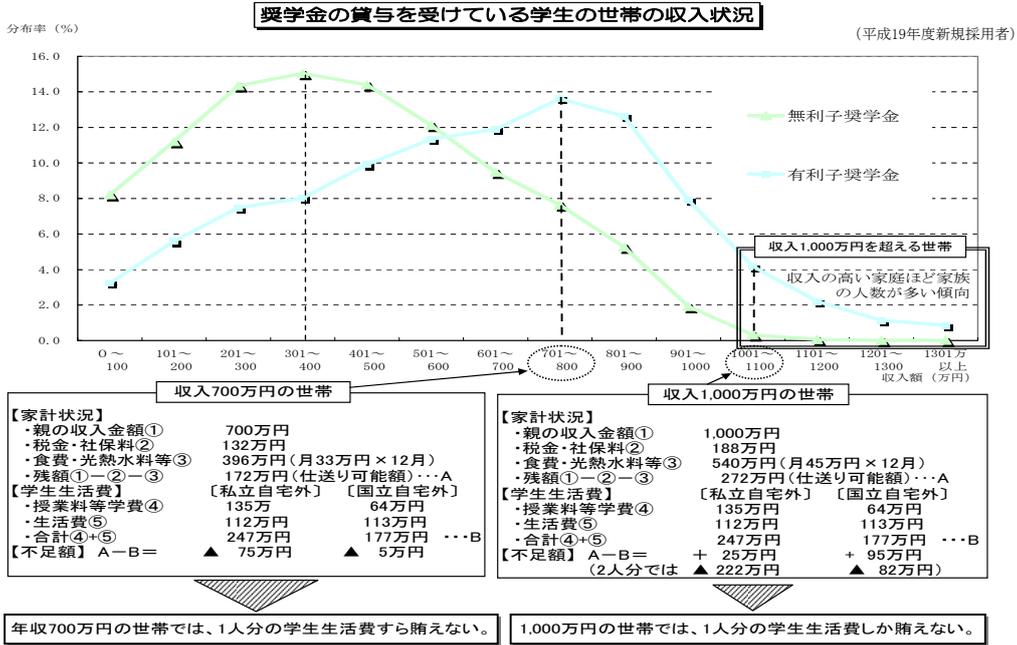
博士課程では、「家庭からの給付なし」、「家庭からの給付のみでは修学不自由・困難」の割合は約85%



* 日本学生支援機構「学生生活調査」より作成

学生の家計収入別の貸与状況

家計収入別にみると、無利子奨学金は300～400万、有利子奨学金は700～800万円の収入状況の者が多い。子どもが下宿している家庭や子どもが複数いる家庭の学生の生活費は、奨学金がなければ不足する状況。



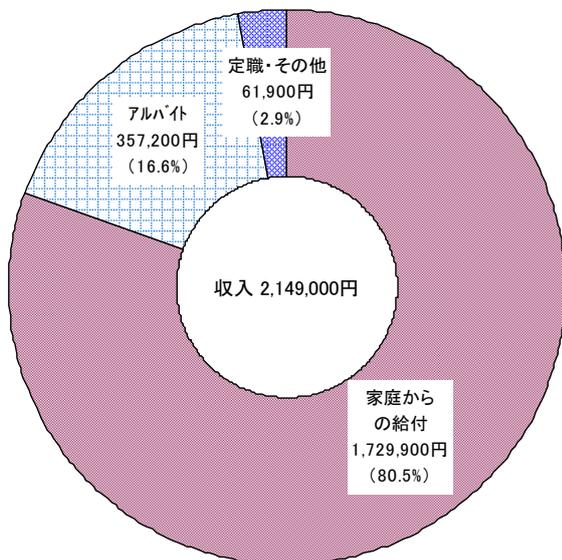
※日本学生支援機構「学生生活調査」(H18年度)より作成

総務省統計局「平成19年家計調査報告」
 厚生労働省「平成18年国民生活基礎調査」
 日本学生支援機構「平成18年度学生生活調査」を基に作成

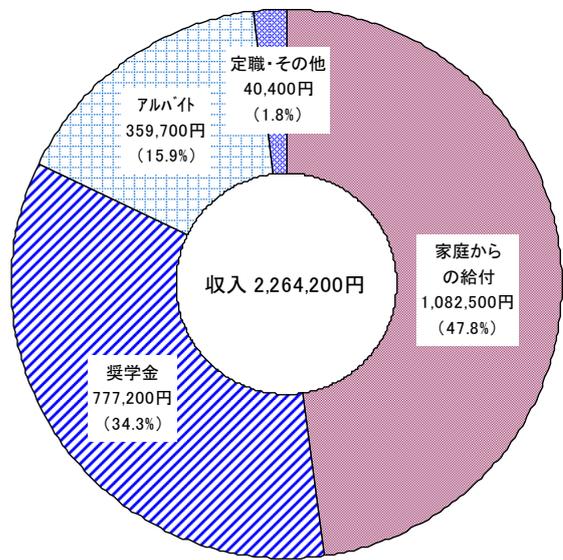
学生生活の収入・支出状況 (学部生 (昼間部))

奨学金は受給者の収入の約3割を占めており、家計負担を軽減している

<奨学金なしの者>



<奨学金受給者>

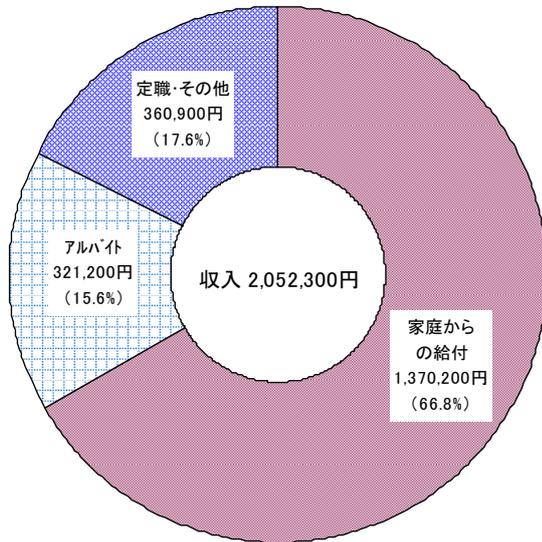


*日本学生支援機構「H20年度学生生活調査」より算出

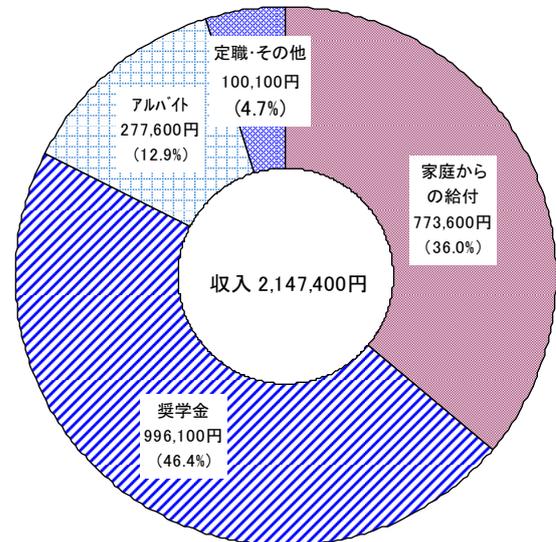
学生生活の収入・支出状況（大学院修士課程）

奨学金は受給者の収入の約5割を占めており、家計負担を軽減している

＜奨学金なしの者＞



＜奨学金受給者＞

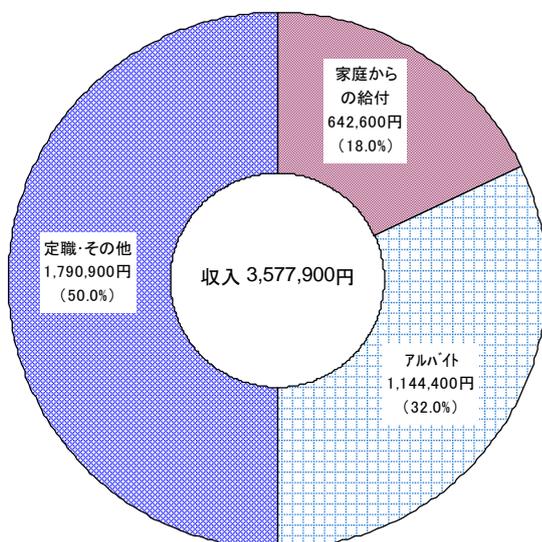


* 日本学生支援機構「H20年度学生生活調査」より算出 23

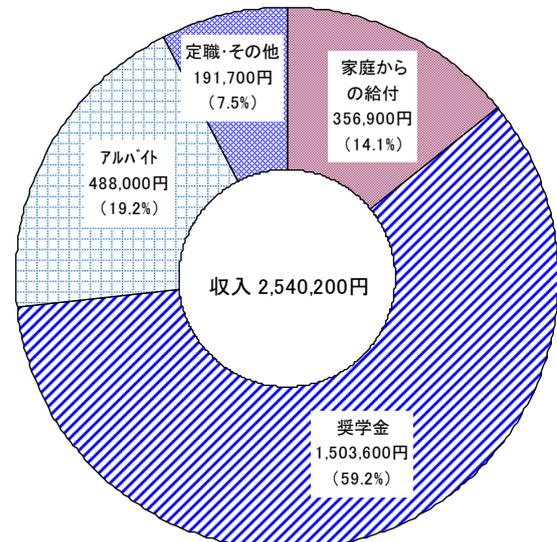
学生生活の収入・支出状況（大学院博士課程）

奨学金は受給者の収入の約6割を占めており、家計負担を軽減している。
奨学金を受けていない者は定職などから約5割、アルバイト(RA等含む)から約3割(RA等)の収入を得ている。

＜奨学金なしの者＞



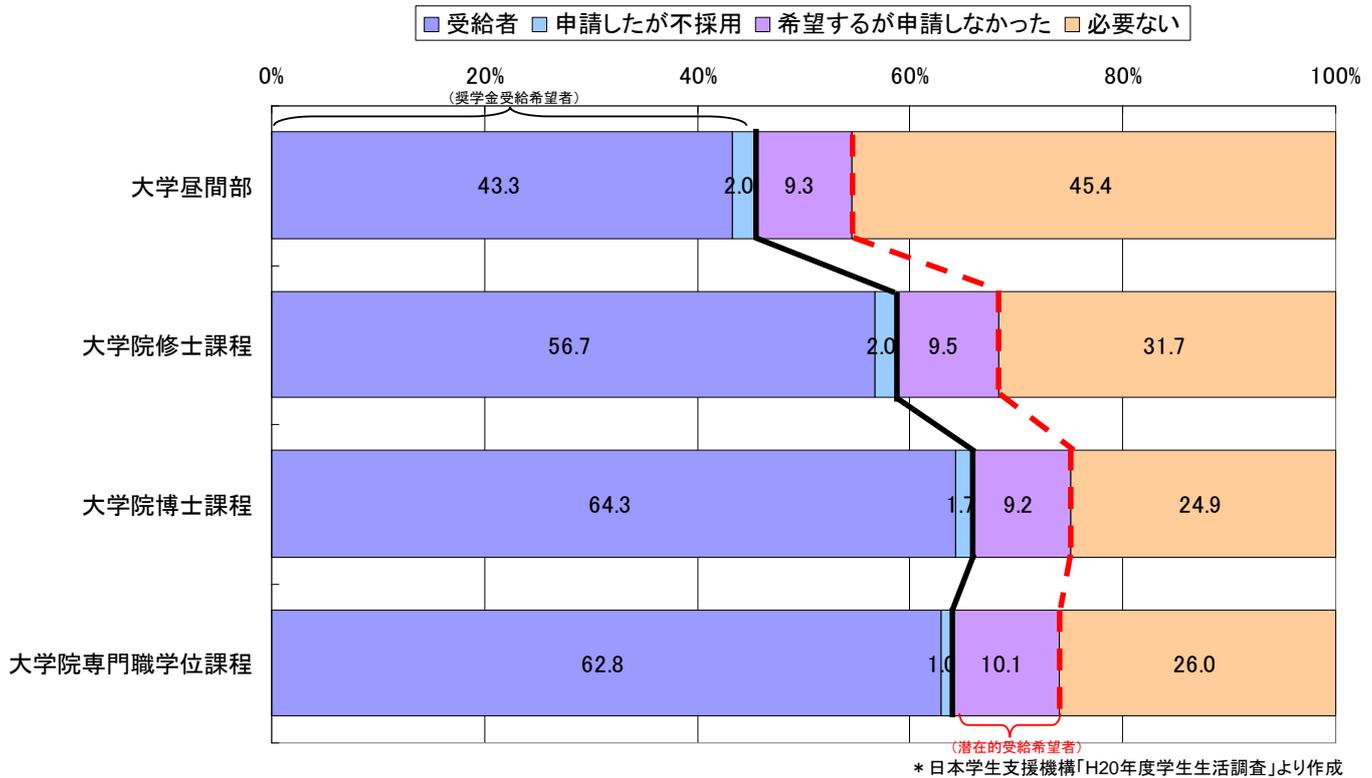
＜奨学金受給者＞



* 日本学生支援機構「H20年度学生生活調査」より算出 24

奨学金の受給希望及び受給状況

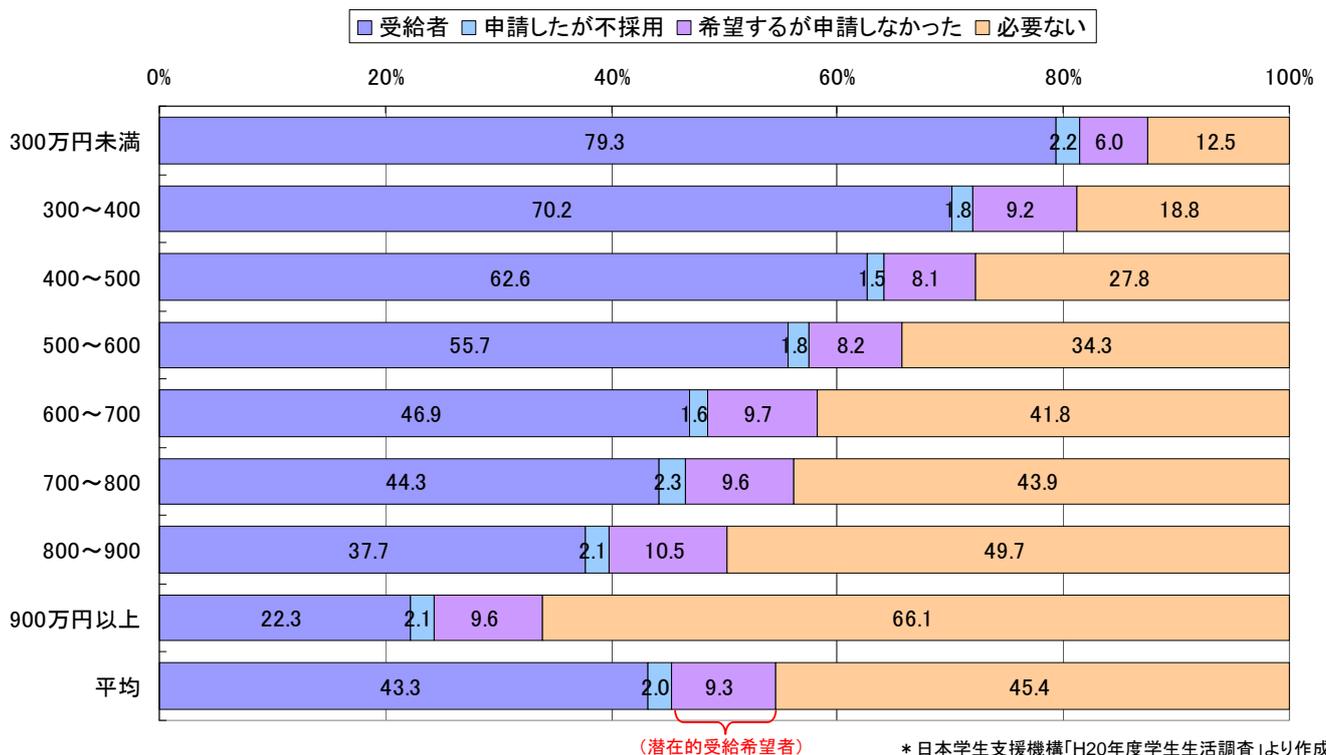
博士課程では、「受給者」、「申請したが不採用」を含めた奨学金受給希望者が約66%を占め、潜在的な希望者を含めると約75%もの人が奨学金受給を希望。



25

所得階層別の奨学金受給希望・受給状況(大学昼間部)

低所得者層ほど奨学金受給希望者が多い。
また、全所得者層において、一定程度(約1割)の潜在的な希望者が存在。



26

大学院生に対する経済的支援

生活費相当額(15万円以上)の経済的支援を受ける者の割合は、米国に比して少ない。

国名	事業	事業主体	支給額の目安	形態	受給者数 (括弧内は大学院学生数に対する割合)
日本 (2008)	フェローシップ	日本学術振興会	一人当たり月額 20万円	給付	0.5万人(2.1%) (予算上の定員)
	ティーチング アシスタント	大学	一人当たり月額 0.9万円(※1)	給付	7.9万人(30.1%)
	リサーチ アシスタント	大学	一人当たり月額 4万円(※2)	給付	1.34万人(5.1%)
アメリカ (2005) (※3)	フェローシップ	①連邦政府 ②大学・州など	授業料+生活費相当額	給付	① 0.8万人(2.1%) ② 2.8万人(6.9%)
	トレーニーシップ	①連邦政府 ②大学・州など	授業料+生活費相当額	給付	① 0.9万人(2.4%) ② 0.5万人(1.2%)
	リサーチ アシスタント	①連邦政府 ②大学・州など	授業料+生活費相当額	給付	① 5.8万人(14.3%) ② 5.6万人(13.8%)
	ティーチング アシスタント	①連邦政府 ②大学・州など	授業料+α	給付	① 0.2万人(0.4%) ② 7.2万人(17.9%)

40.7%

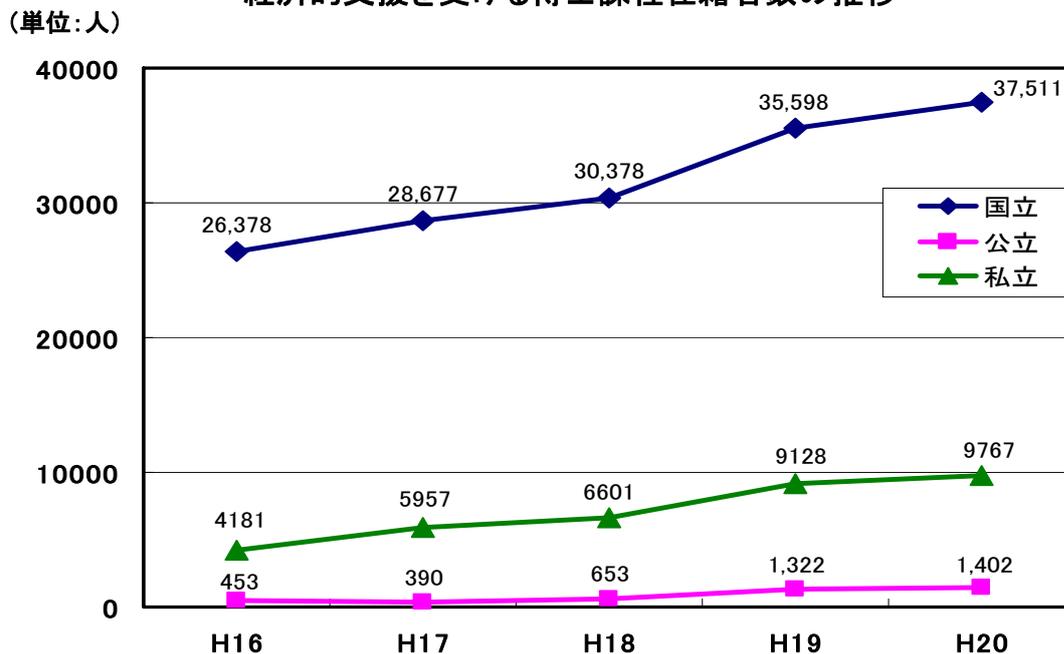
・日本の大学院学生数:26.1万人(2006)
・米国の大学院学生数:40.7万人(2005)

※1 平成20年度大学院活動状況調査より
※2 平成20年度大学院活動状況調査より
※3 科学及び工学分野のフルタイム大学院学生を対象

経済的支援を受ける博士課程学生数の推移 (給与型)

RA等の経済的支援を受ける博士課程学生数は増加傾向

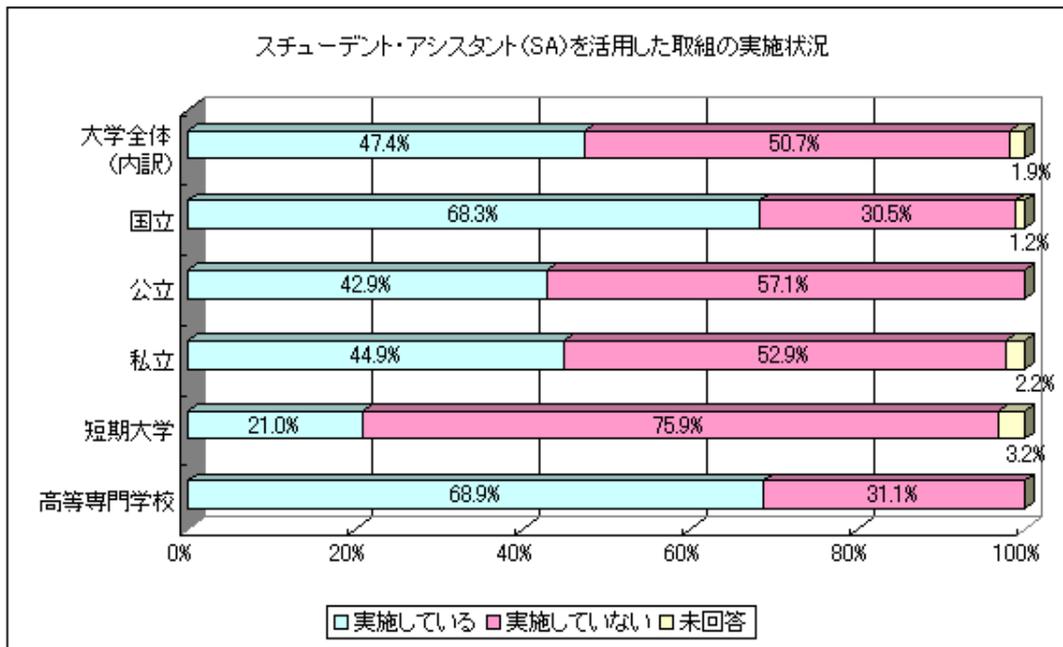
経済的支援を受ける博士課程在籍者数の推移



※ポストドクター等の雇用状況調査・博士課程在籍者への経済的支援状況調査より作成

スチューデント・アシスタント（SA）の取組状況（①SAの活用状況）

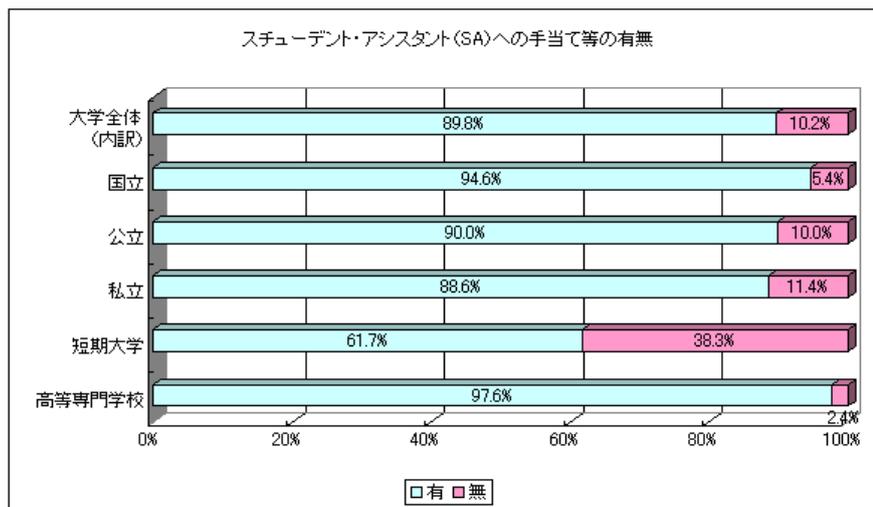
スチューデント・アシスタント(SA)は、学士課程の学生を教育の補助業務や学生支援に携わらせる業務。大学全体の実施率は約5割、短期大学は約2割、高等専門学校においては約7割の実施率。



※大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(日本学生支援機構)より作成 29

スチューデント・アシスタント（SA）の取組状況（②SAへの手当の有無）

多くの大学等がSAへの手当を支給している。但し、1時間あたり1000円以下の割合が多い。



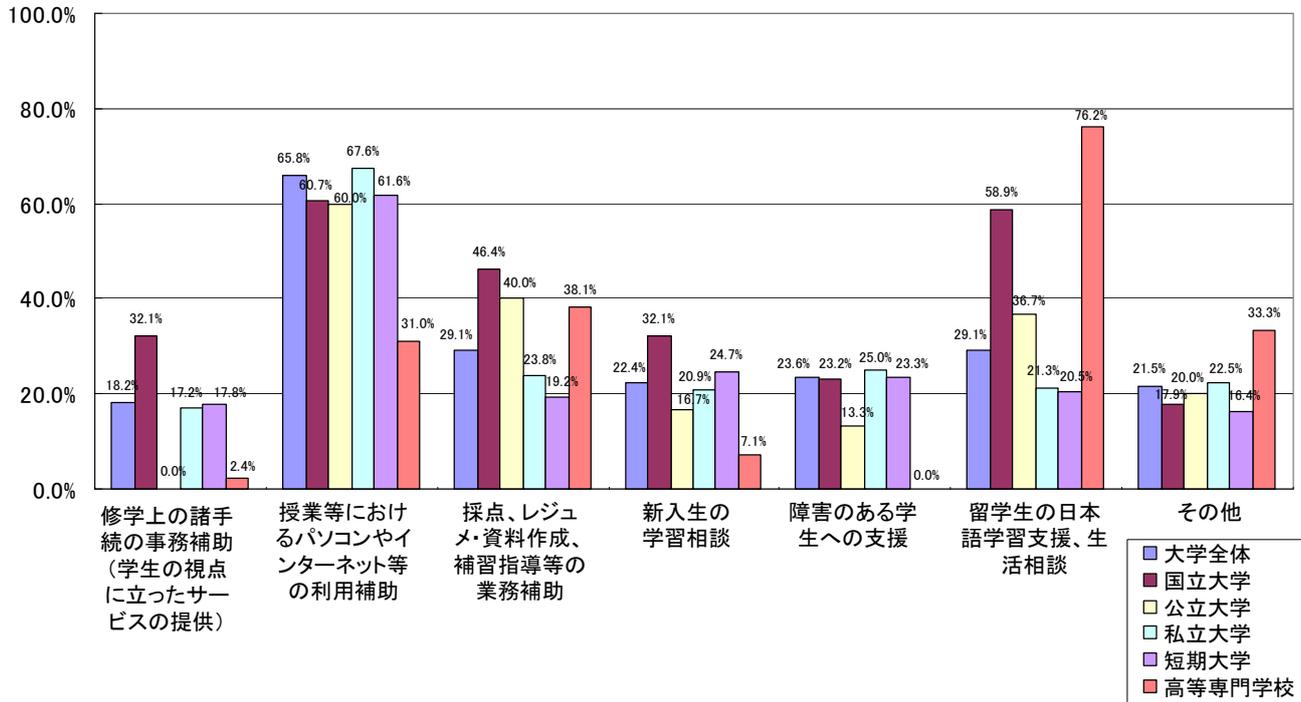
金額	国立	公立	私立	短大	高専	平均
0~800円	30.8%	26.9%	33.8%	38.1%	65.9%	39.1%
801~1,000円	36.5%	38.5%	35.3%	38.1%	26.8%	35.0%
1,001~1,200円	15.4%	19.2%	6.4%	4.8%	2.4%	9.6%
1,201円以上	17.3%	15.4%	24.5%	19.0%	4.9%	16.2%

* 回答校数は、上限時間及び手当額回答があった学校数

※大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(日本学生支援機構)より作成

スチューデント・アシスタント（SA）の取組状況（③SAが従事する内容）

「授業等におけるパソコンやインターネット等の利用補助」への従事率が高い。また、国立大学、高等専門学校では、留学生への支援制度に従事している割合も高い。



※大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(日本学生支援機構)より作成